

政令第 号

自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九号）
附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定
の施行期日は、平成二十年一月一日とする。

理由

自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。